

OCN 光 with フレッツ利用規約【現改比較表】 2021年11月30日現在

～2021年11月29日

2021年11月30日～

	第1章～第4章 (略)		
	料金表 (略)		
	附 則 (令和3年11月26日 P S事推第00852078号) (実施期日) 1 この改正規定は、令和3年11月30日から実施します。		
	(経過措置) 2 当社は、令和3年11月30日から令和4年5月9日までの間に、OCN ADSL「フレッツ」契約者からの2年の定期利用の申込みを伴うOCN 光 with フレッツ契約 (OCN 光 with フレッツ マンション・ミニ・東日本又はOCN 光 with フレッツ マンション・ミニ・西日本を除きます。)に係る申込み (当社が指定する申込み方法に限ります。)を当社が承諾し、令和4年9月30日までにその利用が開始された場合は、OCN 光 with フレッツの提供を開始した日を含む料金月の翌料金月から起算した23料金月について、料金表第1表 (料金) 2 (月額料金) 2-1 (定額利用料) に規定する料金額から同表に規定する額を減額して適用します。		
	<u>区分</u>	<u>料金額の減額</u> <u>(月額)</u>	
	<u>(ア)</u>	<u>タイプ1のプラン1、プラン5、プラン9、プラン13、 プラン15</u>	<u>600円 (660円)</u>

～2021年11月29日	2021年11月30日～		
	(イ)	タイプ1のプラン2、プラン3、プラン14	400円 (440円)
	(ウ)	タイプ1のプラン6、プラン10からプラン12、プラン16	310円 (341円)
	(エ)	タイプ1のプラン7	260円 (286円)
	<p>備考</p> <p>1 当社は、減額適用期間内に（ア）から（エ）の間で変更があったときは、変更後の減額する額を適用します。</p>		
	<p>（注）この附則に規定する当社が指定する申込み方法は、当社のWebサイト (https://www.ntt.com/personal/signup/internet/hikari/wflets.html) において掲示することとします。</p>		
	<p>3 令和3年11月30日から令和4年5月9日までの間に、東日本電信電話株式会社又は西日本電信電話株式会社から当社へ2年の定期利用の申込みを伴うOCN光 with フレッツ契約（OCN光 with フレッツ マンション・ミニ・東日本又はOCN光 with フレッツ マンション・ミニ・西日本を除きます。）が取次がれた場合（東日本電信電話株式会社又は西日本電信電話株式会社が提供する「フレッツ・ADSL」契約者からの申込みに限ります。）であって、当社がその申込みを承諾し、令和4年9月30日までにその利用が開始された場合は、OCN光 with フレッツの提供を開始した日を含む料金月の翌料金月から起算した23料金月について、料金表第1表（料金）2（月額料金）2-1（定額利用料）に規定する基本額からこの附則の2の表に規定する額を減額して適用します。</p>		
	<p>4 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。</p>		

~2021年11月29日	2021年11月30日~
	<p>5 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取り扱いに ついては、なお従前のとおりとします。</p>